

## ○税務課からのお知らせ

### ①土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

税務課では、4月2日(月)から7月31日(火)まで土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができます。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を1年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用又は収益の対象としている部分について閲覧できます。

この期間中に、ご自分の所有している土地や家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

### ②家屋を新增築・取り壊した場合の届出について

特に、家屋を取り壊した場合は、税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から抹消されず、固定資産税が課税されたままとすることがあります。

【お問い合わせ先】 役場税務課 ☎77-3615

### ●教育委員会からのお知らせ

#### 3月定例教育委員会開催の日程について

- 日時 平成24年3月30日(金)  
午前9時30分～
- 場所 日和佐公民館 3階会議室

## 森林の所有者届出制度が 4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

#### ■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

#### ■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

#### ■届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※詳しくは  
役場産業振興課(☎77-3617)又は徳島県南部  
総合県民局林務担当(☎74-7482)までお問い  
合わせください。

## 平成24年度 美波町育英奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。

- 資格要件等**
- ①町内に住所を有する者の子弟で、大学(短大・高専・各種専門学校を含む)、高校に在学中、又は入学が決定している者。
  - ②学業及び人物が優秀な者。
  - ③学資の支弁が困難と認められる者。
- ※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

**奨学金貸与額** (月額)・大学等5万円以内  
・高校2万円以内

**利 子** 無利子

**返 還 期 間** 卒業1年後から10年以内。但し年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることではできません。(短大の場合は、返還期間が8年となります。)

**貸与者の決定** 貸与人数が限られておりますので、審査委員会を開催して貸与者を選考します。

**申 請 方 法** 申請書類は美波町教育委員会・由岐公民館にあります。  
申請書に必要事項を記入の上、期限までに美波町教育委員会へ提出してください。

**申 請 期 限** 平成24年5月21日(月)

【お問い合わせ先】 美波町教育委員会 ☎77-3620